

## 2021年5月20日発行(50号総会・理事会特集) 夕陽会広報部

理事会は、4月19日18時30分から、東京が新型コロナウイルスの「まん延防止等重点措置」発動中、大崎第一地域センター集会室で開催された。出席者19名、委任状13名、合計32名で理事会は成立。三密を避け、マスク着用、検温実施の中でテキパキと効率よく議事進行され、議題の全てが承認された。

総会は、4月26日の開催を予定していたが、25日からを対象期間とする3回目の「緊急事態宣言」が発出され、急遽【在宅総会】に切り替えられた。すなわち顔を合わすことなく、メールと紙ベースで連絡を取りあいながら、各議題の審議を行う方式である。

4月27日、事前に出席の連絡を受けていた会員と理事・監事全員(合計49名)に、メールもしくは電話で連絡をとり、予定通りバーチャルな【総会】を開くことにした。10日間かかったが5月6日、提案された全ての議案は可決・承認された。

## 2021年度 夕陽会定時総会議事

### 0. 昨年度4月 理事会決議の追認

コロナ禍で昨年の総会が中止となり、理事会決議事項(夕陽会便り 2020年5月号掲載参照)を、総会に報告することができなかった。

1年遅れではあるが会則第8条第1項(4ページ参照)に則り、直近の本総会に今回報告した。

1. 2020年度の一般活動報告
2. 2020年度会計報告(2頁参照)
3. 会則の改訂(4頁参照)
4. 2021年度 理事・監事および役員等の人事(3頁参照)
5. 2021年度の一般活動提案
6. 2021年度の予算提案(2頁参照)
7. 夕陽会ホームページ開設報告(4月末)

<https://yuhikai.choukai.org/>

### 8. その他

夕陽ヶ丘街づくり協議会活動報告(3頁参照)

# 決算・予算報告

## 【収入の部】

項目	2021年度 予算	2020年度	
		決算	予算
町会費	1,750,000	1,669,600	1,540,000
補助金(区より)	720,000	1,410,600	720,000
雑収入(還付金)	40,000	20,000	40,000
受取利息	0	13	0
<b>小計</b>	<b>2,510,000</b>	<b>3,100,213</b>	<b>2,300,000</b>
カメラ補助金		1,013,000	1,013,000
都マスク(仮)		210,000	
<b>中計</b>	<b>2,510,000</b>	<b>4,323,213</b>	<b>3,313,000</b>
前年度繰越金	2,860,273	1,021,857	1,021,857
<b>合計</b>	<b>5,370,273</b>	<b>5,345,070</b>	<b>4,334,857</b>

## 【支出の部】

項目	2021年度 予算	2020年度	
		決算	予算
人件費(謝金)	250,000	143,000	150,000
防災対策費	300,000	410,136	190,000
交通防犯対策費	500,000	933,860	500,000
地域環境保全費	10,000	0	10,000
青少年育成費	150,000	121,004	150,000
敬老(慶弔)費	140,000	48,114	140,000
諸寄付関係費	250,000	92,000	250,000
渉外費	150,000	20,000	150,000
会議費	300,000	0	300,000
修繕費	10,000	0	10,000
印刷費	320,000	321,860	320,000
通信費	70,000	60,000	70,000
事務費	45,000	14,442	45,000
雑費	15,000	16,808	15,000
<b>小計</b>	<b>2,510,000</b>	<b>2,181,224</b>	<b>2,300,000</b>
都マスク(仮)		303,573	
<b>中計</b>	<b>2,510,000</b>	<b>2,484,797</b>	<b>2,300,000</b>
次年度繰越金	2,860,273	2,860,273	2,034,857
<b>合計</b>	<b>5,370,273</b>	<b>5,345,070</b>	<b>4,334,857</b>

### ■2020年度決算上のコメント

#### ●収支

大幅な黒字となった。

#### ●収入

- \* 1) 町会費が予算を約12万円上回ったのは、大日本印刷が新たに加わったため。
- \* 2) 1年遅れで、防犯カメラ更新の補助金が、予算通り101.3万円入金され繰り越し金が200万円台を回復した。
- \* 3) 区からの各種補助金(発電機購入など)が予想外に増えた。

#### ●支出

- \* 1) 各プロジェクトが軒並み中止(総会開催、各種寄付金)となり、大幅な支出減となった。
- \* 2) 余った予算を、防災用備品整備と防犯用カメラに流用した。

### □2021年度の予算について

○支出総額=収入総額の方針のもと、一昨年実績を基にした昨年予算を踏襲

増収分は、人件費と防災対策費に厚めに配分した。

ただし新型コロナウイルスの影響は読めず、各種イベントが中止され始めており大幅な支出減となるだろう。

○防犯カメラ1基新設予定

## 2021年度夕陽会 理事・監事・役員／相談役

役職	氏名	役割分担・備考
会長	椎野 開八郎	
副会長	佐藤 至弘	広報 会計
副会長	杉野 秀子	防犯
副会長	塚田 晴子	出納 廃棄物減量等推進員
副会長	中村 胤夫	総務
副会長	高橋 和宏	防災
副会長	佐久間 雅良	防犯
副会長	七澤 基	環境
副会長	柳澤 浩一	防災
監事	小川 大助	青少年対策地区委員
監事	田中 稀一郎	
理事	津野 修	
理事	鴻田 次章	
理事	杉山 敏朗	
理事	小谷 和晴	青少年対策地区委員
理事	石川 通敬	
理事	片岡 恵子	

役職	氏名	役割分担・備考
理事	伊東 銀水	
理事	澤原 義明	
理事	佐藤 直子	
理事	磯部 日出夫	
理事	長野 慎吉	
理事	柳澤 雪子	青少年対策地区委員
理事	斉藤 静子	青少年対策地区委員
理事	今井 達郎	健康づくり推進委員
理事	江井 仙佳	
理事	洪 愛舜	子ども会
理事	荒木 鈴江	民生委員・児童委員
理事	宮下 良平	
理事	大来 圭介	
理事	林 和美	

相談役	西 春雄	(前会長)
-----	------	-------

\* 網掛は新任

### ★夕陽ヶ丘街づくり協議会 報告

#### ◎2020年度実績

支出 庶務費支出： 約0.1万円 繰り越し： 約76万円  
 事業費支出： 約1037万円 繰り越し： 約1,800万円

- \* 花と緑の支援25万円（3件）
- \* カトリック目黒教会歩道状空地復旧に関する協議決着 1,000万円寄付

#### ◎2021年度計画

- [1] プランター（花と緑のプロムナード）花の植替え
- [2] ドレメ通り周辺 8か所の風観測継続
- [3] 住民交流支援

#### 【4】新規事業計画

##### 4-1 「街づくり勉強会」開催

東急グループから当地域への関心が寄せられており、昨年度意見交換会が3回開かれた。住民主導の街づくりを学ぶ機会を持ち、将来像を共有する機会としたい。

##### 4-2 風観測継続と新規観測

従来風観測は新たな出費を伴わないカタチで現在も進行中。（8箇所・11基）JR社宅跡地に建設中の高層マンション群による強風に対処するため、JRグループによる費用負担で、新たな観測を始めたい。

##### 4-3 井戸掘り——災害時に安心出来る水の確保

町内適所に場所を提供してもらい手押しポンプによる井戸を設置する。アクセスしやすい場所で、水脈に当たるところが見つけれられるかが実現のカギとなる。

# (町会) 夕陽会会則 (2021年5月6日 一部改定)

第1条 本町会は夕陽会と称す。

第2条 本会は品川区上大崎4丁目・上大崎3丁目・西五反田3丁目および目黒区下目黒1丁目の一部各居住者、法人および対象テリトリ内に土地・建物等を所有する者または近い将来所有することが明確な者(代表者)のうち役員会が認めたる者を以て組織する。

第3条 本会の事務所は前2条の町内に置く。ただし、恒久的事務所が定まるまでは会長の自宅とする。

第4条 本会は、会員相互の親睦協調および発展向上と福利のために、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

第5条【**総会**】 総会は本会の会員が自らの意思表示をする場と定義し、定時、臨時の2種とする。

1. 総会は会長が召集しその議長を務める。
2. 総会の決議は出席会員の過半数の賛成に依る。

第6条【**定時総会**】 1. 定時総会は毎年4月中に行う。

2. 前年度の会計・活動報告の承認、および本年度の予算・活動計画の審議、地域の課題を検討する。
3. 理事若干名および監事2名を選任し、重要事項の事前審議を委任する。

なお、理事・監事の資格は、別添基準により選出されることが望ましい。

第7条【**臨時総会**】 1. 臨時総会は、会員の緊急要請に基づき、役員会に諮り必要に応じ開催する。

なお、会員20名以上の要請があれば、会長は開催しなければならない。

2. 理事および監事の補充選任・解任を行うことができる。

第8条【**理事会**】 1. 理事会は理事および監事で構成され、総会に諮る事項および総会開催を待てない緊急事項の審議を行う。

ただし、議決事項は直近の総会に報告することとする。

2. 期初、理事会メンバー互選で、会長1名・副会長若干名・会計1名の役員を選任する。  
ただし、期の途中にあっても、役員の変更を決議できることとする。
3. 理事会は必要に応じ会長が召集しその議長を務める。
4. 理事会成立の要件は、メンバーの半数以上の出席とする。
5. 理事会の決議は出席メンバーの過半数の賛成に依る。

第9条【**役員会**】 1. 役員会は第8条2項の会長以下のメンバーで構成され、本会の日常運営に当たる。

2. 役員会は、必要に応じ(月1度程度)会長が召集しその議長を務める。

**3. 会長は、役員会の運営に必要な人の出席を適宜求めることができる。**

第10条【**監事会**】 1. 監事会は監事2名で構成され、会計監査を行う。

2. 監事が必要と認めたととき、役員会の日常活動の監査を行う。

第11条 理事会メンバーの任期は1年とし、定時総会選任後から翌年の定時総会までとする。

ただし、再任を妨げない。また、途中で新たに選任された者の任期は、次回定時総会までとする。

第12条【**会長代行**】 何らかの事由で会長がその責を果たせないときは、役員会メンバー互選で会長代行者を選任し、その責務を代行させる。なお、その代行期間は、会長の復帰もしくは次期定時総会までとする。

第13条【**委員会等の設置**】 一定期間内に集中的に審議する課題に対応するために、委員会等を設置することができる。

設置の可否は理事会で審議し、運営指導は役員会に委任する。その活動報告は、役員会、理事会、および総会にて行う。

第14条 本会は会の運営上必要に応じ相談役および 顧問を置くことができる。ただし 会員でない場合には 議決権はないものとする。

第15条 本会の諸経費は、町会費、および区補助金、寄付金、その他を以て充当する。

その会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第16条 本会則を変更する場合は、総会の議決を必要とする。

第17条 本会則に定義されない事項発生時は、社会常識のルールに従う。

第18条 本会則は決議の日から適用される。

以 上